様式１

令和８年２月27日

道立公園名	北海道立サンピラーパーク

指定管理業務

令和８年度　年次業務計画書

団　体　名	株式会社　名寄振興公社
所　在　地	北海道名寄市字日進
電　話　番　号	０１６５４－２－２１３１
ＦＡＸ番号	０１６５４－２－２１３２

目　　次

Ⅰ　指定管理業務執行体制
1　当該年度における各業務の基本的な事項に関すること
（1）指定管理業務の基本的な考え方　1ページ
（2）利用者の平等利用の確保及び地域との連携について　1～7ページ
（3）組織体制　7ページ
（4）管理の目標を達成するための具体的措置
①光熱費の節約及び効率的な執行　7ページ
②水道費の節約及び効率的な執行　8ページ
③人件費・労務費の縮減　8ページ
④施設・設備・備品等の効率的な維持管理　8～9ページ
⑤省エネ・リサイクル・環境に対する配慮　9ページ
⑥衛生管理　9ページ
⑦冬季管理　10ページ
（5）緊急時連絡網（管理事務所・上川総合振興局・関係署）　11ページ
（6）職員等研修計画（資質向上）　11ページ

Ⅱ　開園時間等
◆　サンピラーパーク　12～14ページ

Ⅲ　維持管理業務
1　維持管理の考え方及びコストの縮減方策　15ページ

2　年間業務計画
（1）植物管理計画　15～16ページ
（2）施設保守管理計画（要求水準書別記に定める施設保守点検）　17～20ページ
（3）衛生管理計画　21～23ページ
（4）保安管理計画　24～26ページ

3　利用促進の基本的な考え方
・利用促進の基本的な考え方　27ページ
（1）情報発信システムの導入　28ページ
（2）利用促進活動プログラム
①工房館に係る自主事業（主催事業等）　29～30ページ
②サンピラー交流館に係わる自主事業（主催事業等）　30ページ
③パークサポート倶楽部と連携した秋冬のイベント開催　31ページ
（3）その他の利用促進策　32ページ
道立サンピラーパーク利用者の内訳　33ページ

4　利用者サービス向上策
（1）一般施設（利用時間延長等）　34ページ
（2）便益施設（食堂・売店等指定管理者の「業務の範囲」に位置づけされたもの）　34～35ページ
（3）その他の利用者サービス向上のための措置　35ページ

5　地域連携（地域事情を踏まえた効果的な管理運営）
（1）地域住民との協働（ボランティア）　36ページ
（2）その他地域活性化、地域連携に関する事業（市町村主催の事業への協力等を含む）　37ページ
（3）その他地域活性化、地域連携に関する事業（工房館）一般・サークル等利用　37ページ

Ⅳ　運営業務
1　施設利用計画
（1）有料施設　38ページ
（2）無料施設　39ページ
（3）無料施設に係る利用者数のカウント方法　39ページ

別紙1　維持管理・運営組織（体制）

別紙2　再委託業務一覧

Ⅰ　指定管理業務執行体制

１．当該事業年度における各業務の基本的な事項に関すること

（１）指定管理業務の基本的な考え方

◆　当施設の指定管理者として平成18年度に指定をいただき、今日まで、地域住民及び隣接施設と連携し、利用者ニーズに即した維持管理・運営に努めてきました。

これまでの経験や寄せられた利用者の声を真摯に受けとめ、多くの人が平等で安全・安心・快適に利用いただける維持管理・運営に努めます。

（２）利用者の平等利用確保及び地域との連携について

①　適正なスタッフの配置

サンピラーパークの維持管理･運営に必要なスタッフを適切に配置するとともに、研修・実習を通して資質を高め、利用者の平等な利用（正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まない）の確保に努めます。また、地域住民と「連携と協働」により常に安全で快適に利用していただける運営に努めます。

②　施設運営マニュアルの作成

公園の維持管理・運営にあたり関係法令・条例を遵守するとともに、利用者の平等利用、安全・安心はもとより、これまでの各種マニュアル又は手引きの再確認を行い、スタッフ全員に研修や実習を通して多くの人が平等で主体的に参加できる機会の創出に努めます。

③　利用者への配慮事項

きめ細やかな窓口対応と利用のコーディネート

・施設案内、利用予約、各種受付、承認等の手続・方法については常に平等利用に配慮する。

利用者の声に耳を傾け迅速に対応

・利用者からの苦情などには、迅速かつ適切に対応し、処理経過を苦情処理簿に記録するとともに、道（旭川建設管理部）へ報告する。

・処理に当たって、判断が困難な場合は速やかに道へ連絡し、その指示を受ける。

④　利用料金の設定による平等利用

・利用料金の設定については、利用しやすい料金を提案（５ページ）し、承認後は、北海道立都市公園条例第１２条の２に基づき、すべての利用者から平等に収受します。

（※ただし、下記利用料金の減免基準及び運用に基づき、減免が妥当と認められる場合以外）

北海道立サンピラーパーク利用料金上限額一覧表

◆条例上限額

別表第７（第１２条の２関係）

１　屋内競技場を利用する場合（４月１日から１０月３１日までの間に利用する場合を除く）

区分	利用料金の上限額
１　学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会などに利用する場合	シート１面１時間につき９８０円
２　高等学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	シート１面１時間につき１，９９０円
３　１及び２以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	シート１面１時間につき３，７２０円

２　屋内競技場内の設備を利用する場合

カーリング用具（ブラシ、シューズ及びスライダー）	１組１日につき ３５０円

◆利用料金の減免基準及び運用

北海道立サンピラーパーク管理規則

（利用料金の減免の基準）

第５条　条例第１２条の２第６項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

（１）　次に揚げる者については、利用料金を免除することができることとする。

ア　特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者

イ　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条第１項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

ウ　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定による身体障害者手帳の交付をうけている者及びその引率者

エ　生活保護者法（昭和２５年法律第１４４号）による保護を受けている者

オ　児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者

カ　精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者

キ　老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第５条の３に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者

ク　その他知事がアからキまでに揚げる者に準ずる者と認めるもの

（２）　前号に揚げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を免除することができることとする。

一部改正〔令和２年規則５８号〕

※「知事が特別な利用があると認める場合」の運用について

道が主催、又は、道と他の団体との共催で事業を行う場合で次の視点から減免が妥当と認められるもの。ただし、運用にあたっては、事前に設置者と協議すること。

＜視点＞

①本道の活性化やイメージアップにつながるもの

②本道の観光、生活、文化、芸術の振興を目的とするもの

③都市公園の設置目的にかなったもの

④その他北海道及び道民全体にとって共通の利益享受となるなど公益性を有しているもの

＜参考＞

「庁舎及び敷地内で開催される各種イベント事業等に係る使用許可の取り扱いについて」（平成１７年１０月３日付け管財第８７５号（総務部管財課長）通知）　（抜粋）

（２）使用許可を必要としない場合

道が主催、又は、道と他の団体との共催で事業を行うとき。共催で事業を実施する場合は、道の事務事業の内容及び共催者との役割分担が明確になっていること。

ア　屋内競技場を利用する場合（4月1日から10月31日までの間に利用する場合を除く。）

区　　分	利用料金の額
1　学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1　5人以上でシート1面を利用 シート1面1時間につき　400円 2　4人以下でシート1面を利用 シート1面1時間につき　320円 3　シート2面以上を利用 シート1面1時間につき　360円 4　回数券4人以下（11回券）　3,200円 5　回数券5人以上（11回券）　4,000円 1回当たりシート1面1時間の利用とし、回数券の有効期限は、発行日から当シーズンの最終日までとする。
2　高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1　5人以上でシート1面を利用 シート1面1時間につき　800円 2　4人以下でシート1面を利用 シート1面1時間につき　600円 3　シート2面以上を利用 シート1面1時間につき　700円 4　回数券4人以下（11回券）　6,000円 5　回数券5人以上（11回券）　8,000円 1回当たりシート1面1時間の利用とし、回数券の有効期限は、発行日から当シーズンの最終日までとする。
3　1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1　5人以上でシート1面を利用 シート1面1時間につき　1,700円 2　4人以下でシート1面を利用 シート1面1時間につき　1,400円 3　シート2面以上を利用 シート1面1時間につき　1,500円 4　回数券4人以下（11回券）　14,000円 5　回数券5人以上（11回券）　17,000円 1回当たりシート1面1時間の利用とし、回数券の有効期限は、発行日から当シーズンの最終日までとする。
大学の学生及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1　5人以上でシート1面を利用 シート1面1時間につき　1,100円 2　4人以下でシート1面を利用 シート1面1時間につき　900円 3　シート2面以上を利用 シート1面1時間につき　1,000円 4　回数券4人以下（11回券）　9,000円 5　回数券5人以上（11回券）　11,000円 1回当たりシート1面1時間の利用とし、回数券の有効期限は、発行日から当シーズンの最終日までとする。

イ　ＪＯＣ・北海道パートナー協定に基づき屋内競技場を利用する場合（4月1日から10月31日までの間に利用する場合を除く。）

区　　分	利用料金の額
1　学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	シート1面1時間につき　200円
2　高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	シート1面1時間につき　400円
3　1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	シート1面1時間につき　850円

ウ　屋内競技場内の設備を利用する場合

区　　分	利用料金の額
カーリング用具（ブラシ、シューズ及びスライダー）	1組1日につき　150円

エ　ＪＯＣ・北海道パートナー協定に基づき屋内競技場内の設備を利用する場合

区　　分	利用料金の額
カーリング用具（ブラシ、シューズ及びスライダー）	1組1日につき　80円

⑤　地域住民及び隣接施設との連携など効率、効果的な運営

・　平成２０年６月に地域住民の組織として“パークサポート倶楽部”が発足しました。

引き続き、組織の育成に加えて、なよろ市立天文台（きたすばる）など、隣接施設及び地域住民と緊密な連携を図り、相互に創意・工夫を凝らし、施設の魅力を高めるとともに、効率・効果的な維持管理・運営に努めます。

（３）組織体制

①　総括責任者

	氏　　名	勤務時間帯	身分・資格・所掌等
総括責任者	[redacted]	夏季８：３０～１８：００ 冬季８：３０～２２：００	・[redacted] ・公園管理事務所所長 （公園管理・運営全般）

※ただし、夏季４月・１０月は８：３０～１７：３０とする。

②　執行体制（維持管理・運営組織体制）

別紙１のとおり

（４）管理の目標を達成するための具体的措置

◆維持管理コスト縮減の具体的方策

①　光熱費の節約及び効率的な執行

公園の維持管理・運営にあたり、利用者の平等利用の確保や利用者のサービス向上、安全・安心面の配慮などはもとより、費用対効果に基づいた効率的・効果的な運営が求められます。当社は、光熱水費の節約については、以下に示す視点で効率的な執行に努めます。

・　館内巡視を行い、不要箇所の消灯及び室温の状況をこまめに管理しながら節電に努めます。
・　節電協力の張り紙などにより、利用者にも協力を促します。
・　パソコンをスリープモードにしたり、頻度の少ない機器に対する待機電力カット（コンセントを抜く）に努めます。
・　ウォーム・ビズを推奨し、館内（特に事務所などの関係者室）の暖房エネルギーの削減に努めます。
・　カーリングホールの製氷についても、こまめな温度調整をしながら節電に努めます。

以上の事項を重点的に実施すると伴に、他の部分でも創意工夫を重ねながら効率的な管理に努めます。

② 水道費の節約及び効率的な執行

・ 館内巡視を行い、蛇口の開放などによる無駄水を抑制し、節水に努めます。
・ 植物などの灌水も天候及び植物の生育状況を観察し、タイムリーな管理に努めます。
・ 節水協力の張り紙などにより、利用者にも協力を促します。
・ 噴水箇所の浮遊物、沈殿物などのこまめな除去により、水の張替えなどの使用水量を抑制します。

以上の事柄を重点的に実施し、他の部分でも創意工夫を重ねながら光熱水費の節減に努めます。(水の使用による排水を節約することにより、浄化槽などにかかる電気使用量の節約にもつながると考えます。)

③ 人件費・労務費の縮減

・ なよろ健康の森等指定管理施設の地理的メリット（隣接）を生かしながら、管理作業等のピーク時には相互に連携する等、支援体制を構築する中で、適正なスタッフの配置に努めます。
・ また、業務を遂行するに当たり、これまでなよろ健康の森の管理運営に多くの団体・ボランティア等に参画いただき、協働の取組みも根づいております。こうした組織や人材との連携・ネットワークを財産とし、サンピラーパークの維持管理・運営におきましても、多くの人に支援をいただき、公園の維持管理活動に参加できる環境をつくる等、地域住民等との協働（パークサポート倶楽部等）を推進するとともに、ボランティアの活力導入と協力を仰ぎながら効率のよい維持管理を行い、人件費・労務費の縮減に努めます。

④ 施設・設備・備品等の効率的な維持管理

・ 施設の機能を十分に発揮させ、安全かつ快適に利用していただくことを目指して、スタッフの適正な配置と、施設が正常に機能するように定期的な点検、測定を実施し、随時機能の更新や、劣化の防止、補修を行い耐久性の持続、機能回復、保全に努めます。
・ 特に、点検・修繕の際など、委託業者の点検・修繕時に立会うことでノウハウを習得し、自社でできる業務は自社で行うことを基本とし、経費の縮減に努めます。

○ 施設などの修繕計画

ア 修繕（経常） 一般施設（サンピラー交流館含む）
・外灯電球取り替え
・サンピラー交流館蛍光管取替え
・トイレ修理 随時
・屋内・屋外遊具の補修、屋外遊具腐食防止塗装
・その他施設維持管理に関する小破修繕

イ 大規模修繕 一般施設（サンピラー交流館含む）
・その都度北海道と協議

○　事務室及び備品などの管理計画

供与物品を適切に管理をするため、供与物品台帳を備え点検・確認するなど、常に機能上・安全上・美観上、良好な状態を保つなど、コストの縮減に努めます。

事務室及び供与物品が毀損、滅失または不要となった場合は、速やかに報告し返還の手続きを取ります。

⑤　省エネ・リサイクル・環境に対する配慮

当社は、サンピラーパークの基本方針『環境育成型広域レクリエーション』を踏まえ、省エネ・リサイクルなど循環型公園を目指した取組みを行います。

・　車両等の管理と運行　…　アイドリングストップ
　　…　燃料費等の縮減

・　事務用品の購入と使用　…　両面コピー
　　…　需用費の縮減

・　施設管理面
　・照明などはこまめに点灯・消灯します。更に休館日などは支障がない限りコードをコンセントから抜くなど、節電に心がけます。
　・灌水も天候、植物の状況などをこまめに観察し、節水するなど光熱水費の縮減に努めます。

⑥　衛生管理

多くの人に楽しく、気持ちよく安全・安心して利用できる環境の維持管理に努めます。

特に、施設などの衛生管理は、利用状況及び巡視などで点検しながら、常に快適な状態を保つ必要があります。このことから日常清掃業務・特別清掃業務については、プロのノウハウを持つ専門業者に再委託（一部直営）とします。

◎　衛生管理計画

・対象範囲と内容：敷地内の緑地、各スペース及び建物内のゴミ処理、清掃及び水の遊び場の水質管理
・公園利用者が安全かつ快適に利用できるようゴミの収集・搬出を適宜行う。
・清掃は、日常・定期・特別清掃を適宜に組み合わせた作業計画を策定・実施し、施設内の美観と衛生を保つ。
・水の遊び場の定期的な水質調査及び異物の除去など。
・トイレについては日常的に衛生に保つ。
・利用者の理解と協力を求め、ゴミを持ち帰るというシステムづくりなどのほか、日常巡回により点検と利用者のマナー・ルールなどの理解を深め、施設の衛生管理を行います。

⑦　冬季管理

利用者（車両含む）の利便性及び公平で安全・安心して利用できる維持管理に努めます。特に、園路、交差点、駐車場は雪の壁、吹き溜まりにより見通しが悪くなることも予想されます。事故（人身、車両など）につながらないよう、常に気象予報及び積雪の状況を見ながら駐車場などの除雪を行います。

また、隣接施設と連携し、効率・効果的な維持管理を行い経費縮減に努めます。

◆除雪計画

令和８年度計画

対　象　箇　所　・　範　囲		除　雪　条　件
公園入り口～サンピラー交流館	３０回	積雪１０センチ以上
メイン駐車場　全体の５割の広さ	３０回	積雪１０センチ以上
幹線園路　公園入り口～ふるさと工房館	３０回	積雪１０センチ以上

※工房館除雪計画

【除雪範囲】

部　　位	範　　囲	数　　量
駐　車　場	工房館駐車場	５２０㎡
園　　路	幹線園路のうち、名寄市オートキャンプ場分岐点から工房館駐車場までの区間	１，５６０㎡

※レストハウス除雪計画

・開園前除雪を実施する

【除雪範囲】

部　　位	範　　囲	数　　量
駐　車　場	レストハウス駐車場	２，１２５㎡

※除雪業務については専門業者に再委託する。

（５）緊急時連絡網（管理事務所・上川総合振興局・関係署）

別添　安全対策マニュアルのとおり

（６）職員等研修計画（資質向上）※資格取得のための講習会等含む

年　月	研修等内容	対　象	主　催
８年 ４月	安全・接客合同研修会	公園管理事務所	自社
８年４月・10月	消防訓練	職員・従業員	自社
８年５月	チェンソー・刈払機講習会	職員・従業員	林業労働災害防止協会
８年８月	遊具点検講習会	職員・従業員	日本公園施設業協会
※その他随時、事務連絡等により資質の向上に努める。			

◎　管理の目標値達成「安全かつ快適な利用環境の提供」

達成目標及び業績指標	Ｒ８年目標値	Ｒ８年計画
職員資質の向上 ［安全管理・サービス向上に関する研修会を年間（２回）以上実施する。］	２回	３回

Ⅱ　開園時間等

◆サンピラーパーク

	施　設　名	期　　間	時　　間	
管理施設	門扉	4月1日から10月31日	・開門　午前８時００分 （名寄市森の休暇村 指定管理者実施） ・閉門 4月から10月　午後10時 （なよろ市立天文台実施） ＊但し、天文台の来館者の状況により10時以前に閉門	（閉門） ※ただし、天文台休館日について、森の休暇村利用者がいない場合、午後6時閉門（4月・10月は5時45分） ［名寄振興公社実施］ ・森の休暇村利用者がいる場合、午後8時閉門 ［名寄市森の休暇村指定管理者実施］
		11月1日から翌年3月31日	・開門　午前８時００分 （名寄市森の休暇村 指定管理者実施） ・閉門　午後１０時００分 （名寄振興公社実施）	
	サンピラー交流館 （公園管理事務所）	4月1日から10月31日	・開館時間 午前９時００分から 午後５時００分（４月・１０月） 午後６時００分（５月～９月）	・職員配置時間 午前８時３０分から 午後５時３０分（４月・１０月） 午後６時００分（５月～９月）
		11月1日から翌年3月31日 （12月29日から翌年1月2日までの期間を除く） 1月3日（自主開館）	・開館時間 午前１０時００分から 午後１０時００分 ・開館時間 午前１０時００分から 午後５時００分	・職員配置時間 午前８時３０分から 午後１０時００分 ・職員配置時間 午前８時３０分から 午後５時３０分
	ふわふわドーム ｽﾄﾘｰﾄｽﾎﾟｰﾂ広場 水遊び広場など	5月1日から10月31日	・利用時間 午前９時００分から 午後６時００分（５月～９月） 午後５時００分（１０月） （ただし、季節により日没までとする）	※ただし、ふわふわドームは 午前９時３０分から 午後５時００分までとする。 気象状況等により利用期間・利用時間とも変更する場合あり。
		4月1日から4月30日及び 11月1日から翌年3月31日	閉鎖する	・気象状況等により利用期間・利用時間とも変更する場合あり。

便益施設	ふるさと工房館	4月1日から10月31日	午前９時００分から 午後５時００分	※ただし、夜間講座(事業)等を 開催する場合は 午前９時００分から 午後９時００分までとする。
		11月1日から翌年3月31日（自主開館）	午前１０時００分から 午後４時００分	※ただし、12月29日から1月3日までの期間を除く。
	レストハウス	5月1日から10月31日	・利用時間 午前９時００分から 午後５時００分	※ただし、気象状況等により 期間変更あり
	駐車場	4月1日～10月31日	・利用時間 午前８時３０分から 午後６時００分	※ただし、４月・１０月は、 午前８時３０分から 午後５時００分
		11月1日から翌年3月31日(12月29日から翌年1月2日までの期間を除く)	・利用時間 午前８時３０分から 午後１０時００分	※ただし、１月３日は、 午前８時３０分から 午後５時００分
	せせらぎ広場	5月1日から10月31日	・利用時間 午前９時００分から 午後５時００分	※ただし、気象状況等により 期間変更あり
	軽食堂	4月1日から8月31日まで	・利用時間 午前11時00分から 午後　3時00分	＊土日祝日
		9月1日から翌年3月31日まで	午前11時00分から 午後　4時00分	
	サンピラー交流館（ピロティー）自動販売機	4月1日から10月31日	・利用時間 午前９時００分から 午後６時００分まで	※ただし、４月・１０月は 午前９時００分から 午後５時００分
		11月1日から翌年3月31日(12月29日から翌年1月2日までの期間を除く)	・利用時間 午前10時00分から 午後10時00分	カーリング大会等開催時は利用者の利便性向上のため 午前8時30分から午後10時00分
	レストハウス自動販売機	5月1日から10月31日	・利用時間 午前９時００分から 午後５時００分	※ただし、気象状況等により 期間変更あり
	売店(災害支援型自動販売機)・(JOCオリンピック支援自動販売機)	4月1日から10月31日	・利用時間 午前９時００分から 午後６時００分	※ただし、４月・１０月は 午前９時００分から 午後５時００分
		11月1日から翌年3月31日(12月29日から翌年1月2日までの期間を除く)	・利用時間 午前10時00分から 午後10時00分	カーリング大会等開催時は利用者の利便性向上のため 午前8時30分から午後10時まで